

高知市民間事業者防災資機材等整備費補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年6月10日

高知市長 桑 名 龍 吾

高知市民間事業者防災資機材等整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、平常時や災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受ける大規模災害時において、地域の構成員である民間事業者（以下「事業者」という。）と地域住民の連携体制強化を図るため、地域で活用することを目的とした防災資機材等（以下「資機材」という。）の整備を行う事業者に対して高知市民間事業者防災資機材等整備費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、補助金等の交付に関する条例（昭和29年条例第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす事業者とする。

(1) 法人であり、市内に本社若しくは本店又は委任を受けた支社、支店若しくは営業所等を有していること。

(2) 法人であり、市税の滞納がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付対象としない。

(1) 高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号。以下「規則」という。）第4条各号のいずれかに該当すると認める者

(2) 他の機関又は制度において重複する内容の補助を受けている者

(3) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当でないと認める者

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表に掲げる資機材の整備事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が行う補助対象事業に要する経費のうち購入、設置工事等に関するものとする。

(補助回数の制限)

第5条 補助金の交付は、1事業者につき同一の年度内において1回限りとする。

(補助金額)

第6条 補助金額は、補助対象経費の額に補助率2分の1を乗じて得た額又は補助基準額1,000千円のいずれか少ない方の額を限度として予算の範囲内において、市長が認める額とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 補助対象者は、前項の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があるときは、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条第1項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、適当と認めるときは補助金交付決定通知書（様式第2号）により、適当でないと認めるときは所定の補助金交付却下通知書により当該申請をした補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

(交付申請の取下げ)

第9条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、その内容又はこれに付された条件に不服があり、交付申請を取り下げようとするときは、当該交付決定の通知を受けた日から2週間以内に、その旨を所定の補助金交付申請取下届出書により市長に届け出るものとする。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。
(変更承認等)

第10条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、事業内容を変更（補助金の増額又は20パーセントかつ10万円を超える減額を伴う変更に限る。）し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業変更等承認申請書（様式第3号）により、市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、変更等の可否を決定し、所定の補助事業変更等承認（否認）通知書により当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、事業完了後30日以内又は交付決定を受けた日の属する年度の3月15日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第4号）に関係書類を添えて市長に報告しなければならない。

2 第7条第2項ただし書の規定により交付申請をした補助事業者は、前項の報告に当たって当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(補助金額の確定)

第12条 市長は、前条第1項の報告があったときは、速やかにその内容を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金額を確定し、補助金額確定通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

(協定の締結)

第13条 市長及び補助事業者は、前条により補助金額が確定したときは、所定の様式により、地域との連携体制強化に係る協定を締結するものとする。

(補助金の交付請求及び交付)

第14条 補助事業者は、第12条に規定する補助金額の確定通知を受け、かつ、前条に規定する協定を締結したときは、補助金交付請求書（様式第6号）により市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 規則第4条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。
- (4) 補助事業の実施方法が不相当と認められるとき。
- (5) 補助事業を中止又は廃止したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをしたときは、所定の補助金交付決定取消通知書により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条第1項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

2 第7条第2項ただし書の規定により交付申請をした補助事業者は、第11条第1項の報告の後に、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額（同条第2項の規定により減額して報告した場合は、減額した金額を超える金額）を速やかに所定の消費税仕入控除税額等報告書により市長に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

(財産処分の制限)

第17条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間（以下「処分制限期間」という。）内において、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(調査等)

第18条 市長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助事業者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査をすることができる。

(整備保管)

第19条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。ただし、財産のうち処分制限期間を経過しないものに係る関係書類については、当該処分制限期間を経過するまで保管しなければならない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年6月10日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和10年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に交付決定を受けた補助金については、なお従前の例による。

別表

資機材	内 容
避難所運営用資機材	発電機，浄水器，投光器，ラップ式トイレ，集合トイレテント，簡易ベッド（段ボールベッド（業界団体による推奨規格によるものに限る），エアーマット等），パーティション（テント式のもの等，プライバシー確保に資するもの），炊出し用資機材，自立式ウォータータンク，大型テント，屋内用インスタントハウス，スポットクーラー，大型ストーブ，水循環型シャワー，仮設入浴設備等
防災倉庫	防災倉庫一式
防火用資機材	消火栓ボックス一式，可搬式動力ポンプ等
その他資機材	井戸用ポンプ，蓄電池，ポータブル電源，ストレッチャー，リヤカー，車イス，可搬ウィンチ，レスキュー工具セット，その他市長が必要と認める資機材

備考

- 1 1件当たりの取得価格が10万円未満の資機材は補助対象外とする。ただし，次に掲げる資機材については補助対象とする。
 - (1) 簡易ベッド（段ボールベッド（業界団体による推奨規格によるものに限る。）），エアーマット等
 - (2) パーティション（テント式のもの等，プライバシー確保に資するもの）
 - (3) 炊出し用資機材
- 2 防災倉庫は，本補助金を活用して購入する資機材を保管するために整備するものを補助対象とする。
- 3 防火用資機材は，消防法（昭和23年法律第186号）の規定により設置しなければならないものは除く。
- 4 井戸用ポンプについては，高知市災害用協力井戸登録事業実施要綱（平成25年4月1日制定）第5条第1項の規定による登録を受けている災害用協力井戸又は当該登録を受ける予定のあるものに設置する場合に限る。ただし，井戸の掘削工事に係る経費は，補助対象外とする。